　第５条（登録）関係

指導教員は，研修登録医の研修分野について豊富な知識と経験を有する助教以上の教員の

　　うちから診療科長が病院長に推薦する。

　第１３条（診療及び研究への参加）関係

　　　研修登録医の診療及び研究等への参加は，月４回程度として，その範囲は次の通りとする。　　(1) 第１項について

　　　ア　病棟回診への参加

指導教員の実地指導の下に，病棟回診に参加させ，各種疾患の診断及び治療法につい

　　　　て修得させる。

　　　イ　症例検討会等への参加

　　　　　指導教員の実施指導の下に，症例検討会その他の研究会へ参加させる。

　　(2) 第２項の紹介患者の診療の範囲

　　　ア　患者の診療

主治医権を与えずに，副主治医として診療に参加できるものとし，指導教員の実施指

　　　　導の下に，診断及び治療法を修得させる。

　　　イ　手術技法の修得

指導教員の実施指導の下に，手術方法の選択及び手術手技を修得させる。

　　　ウ　諸検査技法の修得

指導教員の実施指導の下に，検査方法，検査手技及び解釈を修得させる。

　　　エ　カルテ及び処方せんの記載

研修登録医が記載する紹介患者のカルテ，処方せん及びその他の記録には指導教員も

　　　　連名で署名するものとする。

　　　オ　診断書の発行

　　　　　研修登録医は，診断書は発行できないものとする。

　　(3) 来院の予約について

研修登録医は，診療，病棟回診，症例検討委員会等に参加するため来院するときは，あ

　　　らかじめ指導教員の承認を得るものとする。

　　(4) その他

　　　　研修登録医には給与は支給しないものとする。